

原子力施設にかかる自主点検作業の
適切性確保に関する総点検作業手順

平成14年9月

東京電力株式会社

目 次

1. 総点検の目的
2. 調査体制
3. 総点検調査範囲
4. 総点検作業手順
5. 総点検工程及び結果の報告
6. 添付資料

1．総点検の目的

平成14年9月20日に当社から原子力安全・保安院に提出した「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」、原子力安全・保安院からの指示文書「原子力発電所再循環配管に係る点検・検査結果の調査について」(平成14・09・20 原院第20号 平成14年9月20日付),「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」(平成14・09・25 原院第1号 平成14年9月26日付),及び「福島第一原子力発電所1号機における格納容器漏えい率検査の偽装を踏まえた厳格な検査の実施等について」(平成14・10・25 原院第3号 平成14年10月28日付)に基づき、自主点検作業が適切に実施されていることを確認するための具体的な実施手順を定めるものである。

2．調査体制

平成14年5月に設置した「安全情報申告制度に係る調査委員会」(同年9月25日より「原子力発電所の点検・補修作業に係る調査委員会」に改組)のもと、各発電所の保安監査部が中心になり構成する「発電所総点検チーム」を設置し調査を行う。

また、調査の透明性、客観性確保の観点から、第三者機関であるロイドレジスターが調査に参画する。

さらに、「発電所総点検チーム」を支援する本店組織として、「本店総点検チーム」を設ける。

3．総点検調査範囲

3.1 調査対象設備

調査対象設備は、原則として定期検査報告書に記載されている現在供用中の設備区分の全設備を対象とする。

具体的には、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、非常用予備発電装置、蒸気タービン設備とし、点検・検査・改造工事及び事故・故障等の水平展開の記録に関し調査を行う。(添付資料(1)(2)参照)

3.2 調査対象期間

調査は、総点検計画書を提出した平成14年9月20日を起点として、原子炉圧力容器、炉内構造物並びに原子炉冷却材圧力バウンダリ構成機器については過去14年間分を調査対象期間とする。その他の設備については一般点検、自主点検を含め至近の本格点検までさかのぼって調査を行う。

なお，原子炉圧力容器，炉内構造物並びに原子炉冷却材圧力バウンダリ構成機器の範囲の考え方は添付資料（３）に示す。

また，各プラントの調査対象期間(該当定検一覧)を添付資料（４）に示す。

3.3 調査対象記録

(1) 自主点検作業，主要改造工事に係るもの

現在供用中の設備・機器に関する点検，修理及び改造工事に関する当社及び工事施工会社が保有する工事報告書を調査対象とする。具体的には以下に掲げるものとする。（添付資料（５）参照）

- a．当社保有の検査成績書
- b．当社保有の工事報告書
- c．工事施工会社保有の工事報告書
- d．工事施工会社保有の工事記録

(2) 事故・故障事例等の水平展開の実施状況

事故・故障事例等の水平展開に係る記録の適切性については，国に約束した水平展開の工事が確実に行われたかの観点で確認を行う。

従って，定期検査報告書に記載されている事故・故障事例等の対策及び水平展開実施状況報告書により平成８年８月１日以降運転管理専門官あるいは保安検査官に説明を行っている事故・故障事例等を対象とする。

事故・故障事例等（法律・大臣通達対象）水平展開実施状況チェックシートを添付資料（６）に示す。

4. 総点検作業手順

総点検の調査を実施する際，第三者機関による確認を受け，確認作業の第三者性，透明性を確保することとする。

具体的には，第三者機関であるロイド・レジスターが，当社の作業状況を随時確認すると共に，不良等記載箇所の確認並びに必要な応じて当社に対しヒアリングを行うなどにより，チェックシート上の記載事項が本総点検作業手順に則って作業が適切に行われ記録されたものであることを確認する。

また，当社の確認作業では，保修部門の関係者を除外するとともに，それ以外の部門であっても当該工事を担当した者が直接確認作業を実施しないよう配慮した。

4.1 調査方法

工事施工会社保有の工事報告書及び工事記録の確認作業は原則として工事施

工会社の工場や事務所にて実施し，当社と工事施工会社の合同で調査を行う。

工事施工会社保有の報告書類に対しては，異常状態等の記載(不良，特記事項及び懸案事項)の有無及び不整合の有無を確認し，工事施工会社の記録で異常状態等の記載や不整合があった場合，当社保有の工事報告書と照合する。

なお，工事施工会社保有の工事報告書に異常状態等の記載が無い場合であっても，当社保有の工事報告書にも異常状態等の記載が無いことを確認する。

当社保有の検査成績書については，異常状態の記載が無いかを確認するとともに，当社保有の工事報告書と照合する。

また，溶接検査については，技術基準を遵守しているか，溶接検査申請が適切に行われているかについても確認する。

さらに，国への報告有無及び許認可実績を確認し，不正の疑いがある場合には国へ報告を行う。

以上の手順に従って，以下の観点から報告書等の点検を行う。

不具合等の記載の有無の確認(特記事項，懸案事項が記載されていないかどうか，検査結果に「不良」と記載されていないかどうか。)

記載内容の妥当性確認(書類間に不整合，欠落が無いかどうか)

技術基準適合維持義務違反の有無の確認。

報告義務違反の有無の確認。

無認可，無届工事の有無の確認。(電気事業法施行規則 別表第二の分類に従い適切に許認可を受けているか)

国に約束した点検・工事の确实なる実施確認。

なお，自主点検作業の適切性確保に関する総点検チェックシートを添付資料(7)に，検査成績書の適切性チェックシートを添付資料(8)に示す。

4.2 判断基準

調査過程では，4.1の～の観点で確認を行って行くが，具体的な判断基準については添付資料(9)に示す。

調査過程において添付資料(9)に示す判断基準以外の技術的判断を行った場合は，判断記録を残す。

4.3 連絡方法

(1) 判断に迷った場合の取扱い

調査の過程で判断に迷った場合，あるいは疑義が生じた場合には速やかに本店総点検チームへ報告する。

本店総点検チームは，報告内容を確認し，必要により，原子力発電所の点検・補修作業に係る調査委員会とも相談を行った上で，統一見解を残すこととする。

(2) 不正の恐れがある事案を発見した場合の措置

調査の過程に於いて不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに本店総点検チームへ報告し、原子力発電所の点検・補修作業に係る調査委員会へも合わせて報告を行うとともに、本店総点検チームは原子力安全・保安院へ連絡を行う。

また、必要に応じ関係者への聞き取り調査も実施する。

5. 総点検工程及び結果の報告

原子炉圧力容器、炉内構造物並びに原子炉冷却材圧力バウンダリ構成機器に関する過去5年分の調査結果について平成14年11月15日までに原子力安全・保安院へ報告する。併せて、原子炉冷却材再循環配管に関する調査結果については過去14年間分について平成14年11月15日までに原子力安全・保安院へ報告する。

また、平成15年3月までに最終報告を行う。

なお、調査の過程において万が一、不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに原子力安全・保安院に連絡する。(添付資料(10)参照)

6. 添付資料

- (1) 総点検実施範囲図
- (2) 調査対象記録の範囲
- (3) 総点検調査範囲の考え方
- (4) 記録調査期間と該当定期検査
- (5) 記録類の照合イメージ
- (6) 事故・故障事例等水平展開実施状況チェックシート
- (7) 総点検チェックシート
- (8) 検査成績書の適切性チェックシート
- (9) 報告書、記録等の判断基準について(基本方針)
- (10) 総点検工程

以上